

民主・自民・公明3党修正の骨抜き派遣法案の衆議院可決に抗議し、 参議院での徹底審議と労働者派遣法の抜本改正を求める声明

民主党、自民党、公明党の3党は、政府案をさらに骨抜きにする3党修正案を、3月7日の衆議院厚生労働委員会で審議を一切行わないで強行採決し、3月8日の衆議院本会議で可決し、参議院に送った。

3党修正案は、製造業派遣・登録型派遣について、原則禁止条項を削除し、現行法に逆もどりさせ、一切規制を強化しないままである。これは、2008年秋のリーマンショックの際の、製造業における大量の派遣切りを繰り返してはならないとの反省を無にし、また、派遣先のみならず派遣元も雇用責任を果たさない不安定雇用である登録型派遣を存続させるものであり、とうてい許されない。3党修正案は、日雇い派遣禁止について、2か月以内から30日以内に緩和し、そのうえ政令で定める一定の場合には一切禁止しないとし、かつての自民党案より後退している。さらに、違法派遣があった場合の直接雇用みなし制度の施行期日を、改正案施行の日から3年を経過した日としている。施行期日を3年後に延期する理由は何ら存せず、その間違法行為を野放しにするだけである。

3党修正案は、「製造業・登録型派遣の原則禁止、2か月以下の労働者派遣の禁止、派遣労働者に対する均等待遇の確立、違法派遣の場合の直接雇用みなし制度の創設」などの民主党の2009年8月の総選挙公約を裏切り、大穴のあいている政府案をさらに骨抜きにするものであり、とうてい改正の名に値しない。

自由法曹団は、民主・自民・公明3党修正の骨抜き派遣法案の衆議院での採決強行に抗議し、派遣労働者の声を聞くなど、参議院で徹底審議を尽くし、「製造業派遣・登録型派遣の全面禁止」、「違法派遣の場合の派遣先による無期契約での直接雇用」、「派遣労働者の派遣先の正社員との均等待遇」などの労働者派遣法の抜本改正を実現することを強く要求するものである。

2012年3月15日

自由法曹団
団長 篠原義仁